

【答申の概要】（諮問第221号）警察用ヘリコプターテレビ撮影装置に関する文書の部分開示決定に対する審査請求

件名	警察用ヘリコプターテレビ撮影装置に関する文書の部分開示決定に対する審査請求
本件対象公文書	1 飛行訓練実施計画 2 日々点検表 3 ヘリコプターテレビ機上装置日常点検表
非開示理由	条例第7条第2号（個人情報）、条例第7条第4号（犯罪予防、捜査等情報）
実施機関	静岡県警察本部長（諮問庁：静岡県公安委員会）
諮問期日	令和元年8月8日
主な論点	警察の飛行訓練実施計画の携行装備欄に記載された情報は、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められるか（条例第7条第4号該当性）。

審査会の結論

別記1に掲げる公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して、静岡県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った別記2の公文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）において、別記3に掲げる部分（以下「本件非開示部分」という。）を非開示としたことは妥当である。

審査会の判断

1 本件非開示部分について

本件非開示部分は、実施機関が特定日に実施した航空機の飛行訓練に係る実施計画書における携行装備欄の記載である。

審査請求人は、本件決定を取り消し、本件非開示部分を開示するよう求めており、諮問庁は、本件非開示部分は条例第7条第4号に該当するとして非開示とした本件決定を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果等に基づき、本件非開示部分の非開示情報該当性について検討する。

2 非開示情報該当性について

(1) 本件非開示部分に係る記載欄について、諮問庁は以下のとおり説明する。

ア 飛行訓練等において携行する必要性の高い装備品があらかじめ記載されており、その他、飛行訓練等の目的に応じて必要な装備品については、当該装備品の名称を追記する。

イ 訓練等で実際に携行する装備品については、装備品の名称欄の左欄に印を付する。

(2) 諮問庁の上記説明を踏まえると、本件非開示部分を開示することにより、実施機関の飛行訓練等において携行する必要性が高く、使用頻度の高い装備品が明らかになるだけでなく、使用頻度が高くなく、通例は携行していない装備品の把握も可能となる。

また、本件非開示部分は、特定日に行われた特定の目的での飛行訓練に係る計画書の携行装備欄の記載であり、訓練が実際の活動場面を想定して行われることからすれば、既に開示されている訓練の目的等の情報に加えて本件非開示部分を開示することにより、特定目的での航空機による活動の際の実施機関の対処能力が明らかになる。

さらに、本件と同種の開示請求を繰り返すことにより得た情報などを組み合わせることで、より詳細に航空機による活動の際の実施機関の対処能力を把握することが可能となる。

本件非開示部分を開示することにより、上記のような情報が明らかになることから、犯罪行為を企図する者に対抗措置をとられるなど、今後、捜査に支障を生じ、又は犯行を容易にするおそれがあるといえる。

したがって、本件非開示部分については、これを公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められるため、条例第7条第4号に該当し、非開示とすることが妥当である。

別記1 警察ヘリに搭載できるヘリテレの特定機種名が記載されている文書

別記2 本件開示請求に係る決定（本件決定）

対象公文書	開示しないこととした部分	根拠規定
1 飛行訓練実施計画	① 警部補（同相当職）以下の警察	① 条例第7条第2号
2 日々点検表	職員の氏名及び印影	（個人情報）
3 ヘリコプターテレビ機 上装置日常点検表	② 対象公文書1（飛行訓練実施計 画）に記載された飛行状況、装備 品及び訓練の詳細に関する情報	② 条例第7条第4号 （犯罪の予防、捜査等情報）

別記3 本件非開示部分

対象公文書1（飛行訓練実施計画）の携行装備欄の記載